

平成14年7月19日

持続可能でライフスタイルの選択に中立な年金とは

大沢真理

1. 持続可能性を問われる年金制度

* 年金保険料だけでボーナスを含めた収入の4分の1が天引きされるような制度は、運営や将来の給付に確固たる信頼をえないかぎり、維持することが難しい。

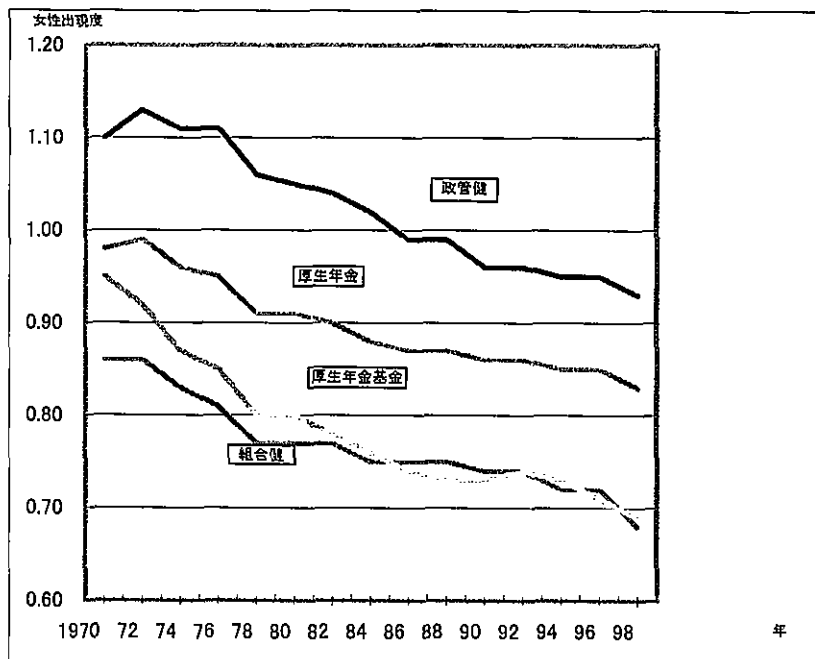
* 社会保険料の負担には逆進性があるが、応能負担原則は徹底していない。

2003年4月から「総報酬制」の導入予定。しかし、逆進性は残る。負担が高まらざるをえない局面では、応能原則というタテマエと実際との乖離が覆いがたくなり、制度への信頼を維持することが困難となる。

* 1号も2号も空洞化が露わになっている。

被扶養配偶者であるか、または就労時間が短いなどの理由で、社会保険の適用をうけない労働者が女性に増えてきた(図)。事業所の厚生年金からの(偽装)脱退、保険料が納められない、失業や転職のあいだに届け出漏れになる等の事情も看過できない。

図 社会保険各制度の女性出現度の推移



出典：『社会保障統計年報』、『働く女性の実情』各年版より、大沢が作成。「女性出現度」は、社会保険各制度の被保険者女性比率を雇用者女性比率で割った数値。

2. 「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの矛盾

* 共稼ぎあるいは単身の世帯から、専業主婦世帯に“逆補助金”

* 第3号被保険者制度と所得税の配偶者控除制度があいまって、有配偶女性が年収100万円前後以下の短時間・低賃金の就労を選好するよう促され、女性全体の労働条件を下方に引き下げている

* 遺族年金の問題

「掛け捨て」問題、遺族年金の支給条件に明文の男女別扱い。

- * 専業主婦のリスク。
- * 「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの現行年金制度は、ライフスタイルが多様化しつつあるなかで種々の不合理性を露呈しており、またライフスタイルの選択にたいして中立的でない。

3. 全国民が加入する一元的な年金を

- * 全国民が加入する一元的な制度へと公的年金制度を再構築することが、年金制度全体が抱える問題とともに、「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの矛盾を克服する方策（金子・神野 1999；金子 1999）。
- * 基礎年金と所得比例部分という2階建てではなく1層とし、全国民が同じ条件で加入する一元的な制度にする。財政方式は賦課方式。
- * 拠出は総所得に比例させる。経過期間は年金積立金も取り崩しながら、高齢者人口比率が安定していくのにともない、マクロの拠出総額と年金給付総額が等しくなる水準へと、拠出率を安定化させる。
- * 拠出に応じた年金給付（各人・各年の年金給付額を「拠出総額の現在価値÷予想受給年数」）。所得スライド制。
- * 最低所得を保障する物価スライド付きのミニマム年金（給付額は、各人の拠出総額に緩やかに比例）。ミニマム年金の財源は、資産所得の総合課税も含めた税制改革のうえで、累進的所得税を税源とする一般財源から補填。
- * 夫婦について保険料納付記録を2分2乗（適用除外を認める）。
ドイツでは1976年以来、離婚時に婚姻期間に応じて年金を分割してきたが、2001年の年金改革で離婚しない場合にも任意で年金を分割できるようにした。イギリスでも99年改革により、離婚時の年金分割を導入している（裁判所による命令または両者合意の上の調停による）。離婚時のみ分割を認めるのは離婚を促進するきらいがあり、ライフスタイルの選択にたいして中立でないという意味で、ドイツの改革は合理的。
- * 遺族年金は選択制（オプション）とし、超過保険料を求めることとする。
- * メリットの第1は、「応能原則と社会連帯のベストミックス」。では、「9・6・4（クローン）」問題の悪影響は？
- * メリットの第2は、完全な「ポータビリティ」と拠出インセンティブ。

4. 税方式？ 民営化？ 育児支援？

- * 間接税を所得保障の財源とするのは不合理で非効率。
- * 負担が軽い部分に負担を求めるべき。
日本の租税・社会保険料の負担を国内総生産 GDP にたいする比率で見ると、個人所得税が主要先進国のなかで最も軽く、GDPの5%から6%とアメリカの半分の水準である。社会保険料は10%程度で中位であり、アメリカよりは高く、ヨーロッパのいくつかの国と並ぶ負担率である。他方で、消費税はヨーロッパ諸国よりも低いけれどアメリカ並みである（池上 2001）。
- * 消費税負担は平均的には重くないとしても、逆進性をもつ。「消費性向」、したがってまた消費税負担の比率は、低所得層ほど高い。比較的所得で子育てをしている世帯、そ

してとくに消費性向が 100%を超える母子世帯や高齢無職世帯にとって、消費税負担は不釣り合いなまでに重い。

* 所得比例部分を完全積立方式に転換し、将来的には民営化するというプランについて。近似の方策が実施された例：サッチャー年金改革。サッチャー年金改革は、公的年金の所得比例部分の給付条件を引き下げるとともに、個人年金や企業年金の加入者が公的年金から適用除外するための条件を大幅に緩和した。その結果、5年経過後の90年までに公的年金の加入者は1200万人から750万人まで減少した。この間に適用除外となったのは450万人、つまり86年時点の加入者の2割に上る。同じ期間に、認可個人年金の加入は400万人増えたが、その75%は男性だった。つまり、給付の点で以前より不利にされた公的年金に「取り残された」人は、どちらかといえば恵まれないブルーカラー労働者やとりわけ女性だった（大沢 1999）。

* 私的年金は巨額の租税支出を食う。

* 「女性と年金検討会」の提案は、中途半端。

* 年金制度における育児支援？保育サービスの拡充や女性の再就職保障といった施策を充実することが本筋。

ドイツの例：ドイツでは、子1人の出生後3年間の育児期間について、全被保険者の平均賃金相当の年金保険料を納付したとみなすという、世界でも最も手厚い措置をとる。反面で保育サービスなどの共働き支援はさほど手厚いとはとはいえない。出生後1年間を育児期間としてこの措置が始まったのは1985年であるが、その後もドイツは、世界でも最も出生率が低い国の一つであり続けている。

* 児童の生活保障のためには、直接の現金給付である児童手当を拡充すべき。

累進所得税のもとでの扶養控除は、所得の高い者により多くの財政福祉を与える逆進的な措置であり、児童に最低生活を保証するうえでは最も非効率なバラマキである。定額の児童手当は、低所得世帯にとって世帯所得に占める比率が高いという意味で、真に重点的かつ効率的な給付。財源を累進的所得税に求め、給付を非課税としなければ、高所得層は児童手当の相当部分を税として返納する（「クローバック」方式）。所得制限を適用するより運営費用は安上がり。

* 古典的なW・ベヴァリッジの1941年の報告書『社会保険および関連サービス』は、社会保険を普遍的で実質的な児童手当とセットで提案した。

社会保険制度は、失業・傷病などによる所得喪失時に最低生活費を給付するべきであるが、子どもの生活費も支給するべきだとすると、拠出に見合う給付という拠出原則が守れず（同じ拠出をしても子どもがいない者への給付は低くなる）、多子の世帯にたいしては就業時の所得を社会保険給付が上回るという問題も生じる。社会保険制度が、労働市場を攪乱しないためにこそ、「普遍的に」、つまり就業・休業を問わず所得制限なしに子どもの最低生活費を賄う児童手当を支給することが提案された。

引用文献

池上岳彦 2001 「ワークフェア概念と福祉国家論の転換—分権的「福祉政府」へ向けて—」、社会政策学会誌第6号『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房

大沢真理 1999 「社会保障政策」、毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945—1990』ミネルヴァ書房

金子勝 1999 「拠出税方式の所得比例年金を」、神野直彦・金子勝編『福祉政府への提言 社会保障の新体系を構想する』岩波書店

金子勝・神野直彦 1999 「協力社会の年金を創る」、『世界』1999年3月号